

○総務省
経済産業省 令第五号

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年^{総務省}経済産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中 「申請者の氏名又は名称及び法人
印」を「申請者の氏名又は名称及び法人
印」に改め、備考4を削る。

様式第二中 「申請者の氏名又は名称及び法人
印」を「申請者の氏名又は名称及び法人
印」に改め、備考3を削る。

様式第九中 「届出者の氏名又は名称及び法人
にあっては代表者の氏名

印」を 「届出者の氏名又は名称及び法人
にあっては代表者の氏名

に改め、備考3を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。